

令和5年度「東京都環境影響評価審議会」第10回総会

日時：令和5年12月20日（水）午後4時～

形式：対面及びオンラインの併用方式

— 会 議 次 第 —

議 事

1 答申

「都市高速鉄道第7号線品川～白金高輪間建設事業」環境影響評価書案

「都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業」環境影響評価書案

2 諮問

「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」環境影響評価書案

3 受理報告

【審議資料】

資料1 「都市高速鉄道第7号線品川～白金高輪間建設事業」環境影響評価書案について

資料2 「都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業」環境影響評価書案について

資料3 「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」環境影響評価書案について

資料4 受理報告

<出席者>

委員	会長	柳委員
	第二部会長	宮越委員
	荒井委員	廣江委員
	飯泉委員	水本委員
	日下委員	宗方委員
	袖野委員	保高委員
	高橋委員	横田委員
	堤委員	渡部委員
	羽染委員	渡邊委員
	速水委員	

(17名)

事務局 石井アセスメント担当課長

資料 1

令和5年12月20日

東京都環境影響評価審議会
会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会
第二部会長 宮越 昭暢

「都市高速鉄道第7号線品川～白金高輪間建設事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「都市高速鉄道第7号線品川～白金高輪間建設事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、令和5年6月27日に「都市高速鉄道第7号線品川～白金高輪間建設事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

- 1 建設作業に伴う騒音・振動は、予測結果が勧告基準と同値又はわずかに下回る工種があり、また、計画地の開削区間の一部では住宅が近接して存在することから、建設機械の稼働にあたっては、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の騒音・振動の低減に努めること。
- 2 本事業は事業予定期間が約10年という長期にわたり、一部の工種では夜間工事を実施するところから、地域住民に対して詳細な説明に努めるとともに、必要に応じて更なる環境保全のための措置を検討すること。

【地盤、水循環 共通】

計画路線周辺は湧水地点や井戸が多数存在している。また、地下水位の調査結果から、

地下水に影響が生じた場合、その流動や帯水層に応じて広範囲に影響が及ぶ可能性がある。そのため、工事の施行にあたっては、地盤及び地下水の状況を適切な地点で継続的に監視し、周辺工事の情報も把握しながら地盤沈下や地下水の水位および流況の変化の防止に努めること。

【史跡・文化財】

計画路線周辺には、国指定史跡の高輪築堤跡をはじめとする多くの埋蔵文化財包蔵地及び指定・登録文化財が存在しており、周辺開発に伴って逐次情報が更新されていることから、既存資料を精査するとともに、最新の情報を収集するよう徹底すること。また、事業実施に先立ち、関係教育委員会等と事前調査の有無や保存方法等について早期に十分な協議を行い、適切な措置を講じること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 5年 6 月 27 日	・評価書案について諮問
審議会	令和 5年 9 月 28 日	・現地視察
部 会	令和 5年 10 月 24 日	・質疑及び審議
部 会	令和 5年 11 月 24 日	・質疑及び審議
部 会	令和 5年 12 月 18 日	・総括審議
審議会	令和 5年 12 月 20 日	・答申

※都民の意見を聴く会は、都民からの公述の申し出がなかったため開催されなかった。

資料 2

令和5年12月20日

東京都環境影響評価審議会
会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会
第二部会長 宮越 昭暢

「都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、令和5年6月27日に「都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

- 1 建設作業に伴う騒音・振動は、予測結果が勧告基準と同値又はわずかに下回る工種があり、また、計画地に隣接して小学校などの複数の教育施設が存在することから、建設機械の稼働にあたっては、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の騒音・振動の低減に努めること。
- 2 本事業は事業予定期間が約10年という長期にわたり、一部の工種では夜間工事を実施する場合があることから、地域住民に対して詳細な説明に努めるとともに、必要に応じて更なる環境保全のための措置を検討すること。

【地盤、水循環 共通】

本計画路線は、過去に著しい地盤沈下が生じた地域を通過しており、工事路線が5.2kmと長く、影響する範囲も広くなることから、適切な地点を選定した上で地盤や地下水の継続的な監視を行い、状況に応じた環境保全のための措置を実施することで、計画地及びそ

の周辺における地盤変形等の未然防止に努めること。

【廃棄物】

本事業では、約 10 年の長期にわたり建設発生土並びに建設汚泥等が多量に排出されることから、発生抑制のための十分な検討を行うとともに、搬出先の適切な選定を行い、有効利用、再資源化等を徹底すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 5年 6 月 27 日	・評価書案について諮問
審議会	令和 5年 9 月 28 日	・現地視察
部 会	令和 5年 10 月 24 日	・質疑及び審議
部 会	令和 5年 11 月 24 日	・質疑及び審議
部 会	令和 5年 12 月 18 日	・総括審議
審議会	令和 5年 12 月 20 日	・答申

※都民の意見を聴く会は、都民からの公述の申し出がなかったため開催されなかった。

資料 3

5 環 総 政 第 501 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和 5 年 12 月 20 日

東京都知事 小池 百合子
(公 印 省 略)

記

諮問第 553 号 「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」環境影響評価書案

受 理 報 告 (12 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環 境 影 響 評 価 書	(仮称)中野四丁目新北口駅前地区 第一種市街地再開発事業	令和5年11月14日
	東京都市計画道路都市高速道路第 1号線(新京橋連結路)建設事業	令和5年11月17日
2 変 更 届	株式会社大博建設採石場拡張事業	令和5年11月9日
	内幸町一丁目街区南地区第一種市 街地再開発事業	令和5年11月15日

受 理 年 月 日
令和 5 年 11 月 14 日

「(仮称)中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」
環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連

項 目	環境影響評価書案審査意見書の内容	環境影響評価書の記載内容
大気汚染	建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高い上に環境基準を超えることから、環境保全のための措置を徹底し、大気質への影響の低減に努めること。	環境保全のための措置を確実に履行するよう、施工業者に対して指導を行う旨を追記した。 (本編 131 ページ)
騒音・振動	建設機械の稼働に伴う建設作業騒音レベルは、評価の指標を満足するものの、特に高層建築物の解体方法によっては、高い位置での作業による騒音の影響が懸念されることから、適切な環境保全のための措置を実施し、環境への影響の低減に努めること。	特に高層部の解体工事にあたり、適切な防音措置を講じる旨を環境保全のための措置（予測に反映しなかった措置）として追記した。 (本編 182 ページ)
風環境	本事業は、地区内外をつなぐ回遊性を高める歩行者ネットワークの形成を方針の一つに掲げており、中野駅に近接していることから不特定多数の人の利用が見込まれるが、風環境の予測結果では、計画地及びその周辺において、現況からの変化が一定程度生じる。このため、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること。	環境保全のための措置（予測に反映しなかった措置）に事後調査の調査地点を適切に選定することや、必要に応じて追加対策を行うことを追記した。 (本編 305 ページ)

受 理 年 月 日
令和 5 年 11 月 17 日

「東京都市計画道路都市高速道路第 1 号線（新京橋連結路）建設事業」
環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連

項 目	環境影響評価書案審査意見書の内容	環境影響評価書の記載内容
騒音・振動	<p>工事の完了後の自動車の走行に伴う騒音について、評価の指標とした環境基準及び要請限度を下回っているが、道路の拡幅に伴い、一部地域では、これまで道路に面していなかった建物が直接道路に面し、環境が大きく変化する。そのため、周辺住民には十分な説明を行い、必要に応じて更なる環境保全措置の検討を行うこと。</p>	<p>工事の完了後の自動車の走行に対する環境保全のための措置に、必要に応じて更なる環境保全のための措置を検討する旨を追記した。 (本編 216 ページ)</p>
地盤、水循環 共通	<p>計画道路周辺は建築物が密集しており、地下鉄などの公共性の高い重要施設も集中していることから、シールド及び開削工事区間における地盤及び地下水の状況を適切な地点で継続的に監視し、地盤沈下や地下水位の変化等の未然防止、周辺井戸への影響の低減に努めること。</p>	<p>工事の施行中及び完了後の環境保全のための措置に、影響を適切に把握できる地点でモニタリングを実施する旨を追記し、その内容を評価結果に反映した。 (本編 270、276～279 ページ)</p>
廃棄物	<p>シールド工事により大量に生じる建設汚泥について、可能な限り再資源化に努めるとしているが、再資源化率が具体的に示されていないことから、「東京都建設リサイクル推進計画」における達成基準値を踏まえ、類似事例を参考として再資源化率等を設定すること。</p>	<p>表 8.8-4 の建設汚泥及び金属くずの再利用及び再資源化率を見直した。また、建設汚泥に関する評価結果の表現を見直した。 (本編 358、360 ページ)</p>

11月分受理報告に係る助言事項（事業者回答）

報告年月日：令和5年11月28日

■事後調査報告書

(1) 事業名：成木開発株式会社 拡張事業（工事の施行中その3）

事業者名：成木開発株式会社

項目	助言事項	回答
騒音・振動	1 調査結果に特段の問題は無いと思います。ただ、発破騒音に関して1点だけ指摘させていただきます。調査地点における発破騒音の L_{MAX} は十分に小さいのですが（表3.1-1）、一方で家屋が揺れるとの苦情が1件あります（表3.3-2）。今後も家屋の揺れに関する苦情が出る場合には、 L_{MAX} だけでなく、1/3オクターブバンドレベルも測定して家屋の揺れが生じる可能性を検証すると良いと思います（低周波音が影響している可能性を考慮）。	家屋の揺れについては今後も定期的にヒアリングを行い、苦情が継続する場合は、原因究明のための追加調査の実施について検討します。